

## 合併協議会 第2回合同会議 会議録

高松市・塩江町合併協議会	第17回会議	会議録
高松市・香川町合併協議会	第18回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第13回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第12回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第10回会議	会議録

平成17年8月30日(火)

高松市・塩江町合併協議会  
高松市・香川町合併協議会  
高松市・国分寺町合併協議会  
高松市・香南町合併協議会  
高松市・庵治町合併協議会

# 合併協議会 第2回合同会議 会議録

高松市・塩江町合併協議会	第17回会議	会議録
高松市・香川町合併協議会	第18回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第13回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第12回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第10回会議	会議録

## 1 日時

平成17年8月30日(火)午後1時30分開会・午後3時25分閉会

## 2 場所

高松商工会議所会館 2階 大ホール

## 3 出席委員 72人

(高松市)

会長 増田 昌三  
委員 井竿 辰夫  
委員 三笠 輝彦  
委員 住谷 幸伸  
委員 山田 徹郎  
委員 大浦 澄子(塩)  
委員 谷本 繁男  
委員 森谷 芳子  
委員 山崎 数則  
委員 河田 澄(塩・南)  
委員 中村 靖(塩・南)  
委員 野田 法子(塩・南)  
委員 鎌田 郁雄(川)  
委員 千葉規美子(川・国)  
委員 大捕 宣英(国)  
委員 柘植 敏秀(国)  
委員 香川 深雪(庵)  
委員 加藤 博美(庵)  
委員 小西百々代(庵)

(塩江町)

副会長 中井 弘  
委員 川田 史郎  
委員 黒川 恵  
委員 中條 勲  
委員 藤澤 久文  
委員 佐藤 好邦

委員 尾形 洋一  
委員 川田 秀夫

(香川町)

副会長 岡 弘司  
委員 松本 吉弘  
委員 御厩 武史  
委員 北中ヤヱ子  
委員 薬師浦修身  
委員 初瀬恭次郎  
委員 富田 道教  
委員 植松 一夫  
委員 中原 弘  
委員 長尾 光喜  
委員 山本 宏美

(国分寺町)

副会長 福井 則史  
委員 土井 信幸  
委員 宮崎 直  
委員 川染 勉  
委員 末澤 進  
委員 山下 義男  
委員 岡西 定雄  
委員 綾野 忠雄  
委員 白井加寿志  
委員 大比賀郁夫

委員 池崎 清子  
委員 松岡 隆義

(香南町)

副会長 辻 正雄  
委員 井上 優  
委員 赤松 千壽  
委員 中條 照明  
委員 田中 宏和  
委員 加藤 卓也  
委員 石丸 末夫  
委員 石丸 英正  
委員 太田 繁夫  
委員 栗田 光子  
委員 石丸 芳孝  
委員 佐野 健蔵

(庵治町)

副会長 梶河 正孝  
委員 加茂 富義  
委員 新上 隆司  
委員 三好 治  
委員 寺岡 増紀  
委員 高砂 清一  
委員 上北東太郎  
委員 岡田 賢  
委員 藪 淳子  
委員 増田 富子

4 出席幹事 23人

(高松市)  
幹事長 井竿 辰夫(委員兼務)  
幹事 中村 榮治  
幹事 熊野 實  
幹事 岸本 泰三

(塩江町)  
副幹事長 川田 史郎(委員兼務)  
幹事 黒川 裕文  
幹事 岩部 一夫  
幹事 出原 忠憲

(香川町)  
副幹事長 松本 吉弘(委員兼務)  
幹事 妹尾 長  
幹事 三好 和則

(国分寺町)  
副幹事長 土井 信幸(委員兼務)  
幹事 佐々木 英典  
幹事 川上 保直  
幹事 武下 文男

(香南町)  
副幹事長 井上 優(委員兼務)  
幹事 川田 茂  
幹事 瀧本 隆  
幹事 西村 雅彦

(庵治町)  
副幹事長 加茂 富義(委員兼務)  
幹事 植田 宗士  
幹事 島野 学  
幹事 廣瀬 政博

5 幹事会部会委員 53人

(高松市)  
総務部会委員 合田 彰朝  
総務部会委員 小山 正伸  
総務部会委員 高島 眞治  
企画財政部会長 岸本 泰三(幹事兼務)  
企画財政部会委員 井上 哲  
企画財政部会委員 城下 正寿  
企画財政部会委員 高橋 公一  
企画財政部会委員 森 覚  
市民部会委員 久利 泰夫  
健康福祉部会委員 西川 典生  
健康福祉部会委員 藤田 正勝  
健康福祉部会委員 富田 繁  
健康福祉部会委員 藤田 容三  
健康福祉部会委員 豊嶋 政俊  
環境部会委員 大熊 正範  
産業部会委員 川西 正信  
産業部会委員(代理) 永正 千里  
都市開発部会委員 氏部 幸男  
土木部会委員 鎌田 茂史  
土木部会委員 川田 正一  
消防部会委員 清水 道雄  
水道部会長 小川 雅史

水道部会委員 藤川 肇  
教育部会委員 上原 直行  
教育部会委員 川田 喜義  
教育部会委員 前田 昭徳  
教育部会委員 安田 和文  
教育部会委員 山下 晴久  
文化部会委員 川崎 正視  
文化部会委員 中川 仁

(塩江町)  
企画財政部会委員  
産業部会委員  
都市開発部会委員 熊野 善博  
土木部会委員  
水道部会委員  
産業部会委員  
都市開発部会委員 赤松 利幸  
健康福祉部会委員 和泉 孝治  
健康福祉部会委員 稲田 一夫

(香川町)  
 市民部会委員 有馬 政昭  
 市民部会委員 横田 敏治  
 健康福祉部会委員 菅原 孝士  
 健康福祉部会委員 小比賀勝博  
 土木部会委員 上原 博志  
 教育部会委員 遠藤 政則  
 文化部会委員 山田 準一

(国分寺町)  
 健康福祉部会委員 谷本 裕巳  
 産業部会委員 帯包 正夫  
 文化部会委員 宮武 和弘

(香南町)  
 企画財政部会委員  
 環境部会委員 岡野 康孝  
 土木部会委員  
 水道部会委員  
 市民部会委員  
 健康福祉部会委員 細谷 正文  
 環境部会委員  
 土木部会委員  
 教育部会委員 小西 省三  
 文化部会委員

(庵治町)  
 総務部会委員  
 企画財政部会委員  
 市民部会委員 島野 学(幹事兼務)  
 都市開発部会委員  
 土木部会委員  
 消防部会委員  
 市民部会委員  
 健康福祉部会委員 廣瀬 政博(幹事兼務)  
 環境部会委員  
 土木部会委員  
 健康福祉部会委員 田淵 勇  
 環境部会委員  
 土木部会委員 黒川 久夫  
 水道部会委員  
 産業部会委員  
 都市開発部会委員 松川 武男  
 土木部会委員  
 教育部会委員 多田 安寛  
 文化部会委員

## 6 事務局

(高松市)  
 事務局長 林 昇  
 事務局次長 加藤 昭彦  
 総務班長 安西 正門  
 調整班兼計画班 森田 大介  
 計画班長兼調整班 清谷 文孝  
 調整班兼計画班 諏訪 修司  
 調整班兼計画班 松崎 充宏  
 調整班兼計画班 山下 光  
 調整班兼計画班 片山 智規  
 調整班兼計画班 佐藤扶司子  
 調整班兼計画班 若菜 浩臣  
 調整班兼計画班 三好 健  
 調整班兼計画班 諏訪 真史

(塩江町)  
 調整班長兼総務班 和泉 隆治  
 兼計画班

(香川町)  
 調整班長兼総務班 澤田 敏男  
 兼計画班

(国分寺町)  
 調整班長兼総務班 宮武 昌広  
 兼計画班

(香南町)  
 調整班長兼総務班 矢野 充伸  
 兼計画班

(庵治町)  
 調整班長兼総務班 奴賀 信二  
 兼計画班

3 出席委員のうち、高松市委員の氏名の後の表記は、委員となっている合併協議会の名前を表わす略語で、何も表記のない委員は、五つの合併協議会の委員を兼務しています。

また、6 事務局のうち、高松市職員については、五つの合併協議会の事務局を兼務しています。

( 合併協議会名の略語 )

塩：高松市・塩江町合併協議会

川：高松市・香川町合併協議会

国：高松市・国分寺町合併協議会

南：高松市・香南町合併協議会

庵：高松市・庵治町合併協議会

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事
  - (1) 合併協定項目に関する報告事項
    - ア 「合併時まで調整する」、「両市町の長が別に協議して定める」として確認された合併協定項目の調整結果について
    - イ 「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果について
- 4 その他
  - (1) 合併協定項目に関する報告状況について
  - (2) 啓発・交流事業の実施状況について
  - (3) 高松地域合併協議会だより（創刊号）の発行について
  - (4) 合併協議会合同会議の開催予定について
- 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） ただいまから合併協議会第2回合同会議を開催させていただきます。  
皆様方には、本日、何かとお忙しい中、また、足元の悪い中を御出席いただきまして、  
まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、各合併協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、高松市の住谷幸伸委員さん、塩江町の中條 勲委員さん、香川町の北中ヤエ子委員さん、国分寺町の川染 勉委員さん、香南町の中條照明委員さん、庵治町の三好 治委員さんの6名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、次に、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）合併協定項目に関する報告事項

議長（増田会長） （1）の合併協定項目に関する報告事項のうち、アの「合併時まで調整する」、「両市町の長が別に協議して定める」として確認された合併協定項目の調整結果についてを議題といたします。

お手元の資料1の目次でございます26項目について、順次、事務局から調整結果を報告いたします。

まず、1の一般職の職員の身分の取扱い及び2の事務組織及び機構の取扱いの2件について、一括して事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

お手元の会議資料1でございますが、会議資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、上段の調整案の欄にございますように、各合併協議会におきましては、各町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市

の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定めるとして確認がされておるところでございます。

今回、この「両市町の長が別に協議して定める」となっております細目について、その協議結果を御報告させていただくものでございます。

次の調整結果の欄をごらんいただきたいと存じます。

5町の定数内職員の格付でございますが、まず、1の補職の取扱いにつきましては、基本的に2段階下げるものとし、課長級職員は係長級に、課長補佐級職員は主任主事に、係長級職員は主任主事に、主任主事は主任主事または主事に、主事は主事に格付するが、高松市の制度にのっとり、5町の現在の課長級職員は平成18年度に実施される課長補佐級昇任試験に、また、課長補佐級職員は同係長級昇任試験を受験できるものとし、その際、その職責を担える資質を備える者は、昇任が可能となるよう配慮するものとしております。

次に、2といたしまして、級号給の格付についてでございますが、給料表は、高松市の給料表に統一し、町職員が当初から高松市で採用されたものとみなして、高松市の昇格基準表にあわせて、給料月額を再計算する。ただし、現給保障を基本とし、再計算額と現給との間に差が生じる場合には、調整するものとしております。なお、具体的な調整内容につきましては、その下の表のとおりでございます。

また、表の下の欄外に記載しておりますが、医師につきましては、高松市の医師の初任給及び医師の昇格基準表等により決定するものとしております。

以上が、一般職の職員の身分の取扱いについての調整結果でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。

事務組織及び機構の取扱いについて御説明をいたします。

合併協議会で確認された調整案でございますが、現在の町役場につきましては、町の区域を所管区域とする地方自治法に規定する支所とし、アンダーラインを引いておりますように、支所における所掌事務については、その後記載がありますが、合併時まで調整するものとしております。

その調整結果でございますが、その下の欄に記載のとおり、支所の所掌事務及び関連事項につきましては、次のとおりとするものでございます。

まず、1の支所事務につきましては、4項目に整理をいたしております。

(1)の基本事務といたしまして、高松市の現支所で取り扱っている事務は、町支所に

においても取り扱う。また、現支所の担っている機能や役割を持たせる。

次に、(2)の合併協議事務といたしましては、合併協議において、新たに発生する事務及び合併後も継続する事務のうち、町支所において処理することが適当と認められる事務は、支所事務とする。塩江支所の内部組織となります塩江町連絡事務所につきましては、従来の機能を維持するとし、(3)の激変緩和等事務といたしましては、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえ、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務については、当面、支所の事務とするというものでございます。

次に、(4)の本課分室等による事務につきましては、支所所管の事務とはしないが、全市的な業務体制の一体制や均衡、指揮命令の統一性等を確保する観点から、本庁の本課分室または本課付き職員を支所等に設置または配置することにより対応することが望ましい事務については、激変緩和等の措置として、支所等を業務場所とするというものでございます。

次に、2の支所長の権限等でございますが、(1)の支所職員及び支所事務の指揮監督権のほか、(2)の施設管理権、それから次の3ページになりますが、(3)の予算執行権(専決権等)、これにつきましては、支所の経常的経費は本庁管轄課で、また、支所管内の道路補修等の経費につきましては、市域全体の優先度等を考慮し、予算の範囲内で対応する必要があるため、本庁の各担当課で集中管理することとし、次の行の後段部分でございますが、その他の事務権限については、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえて、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務は、原則として、支所事務とすることとし、当該事務のうち、即時交付等が必要な事務につきましては、必要な限度において支所長に専決権限を付与することとするものでございます。

次に、3の支所組織等でございますが、おおむね、次のページの別図のとおりでございます。

この組織図では、各支所の組織体制の基本イメージをあらわしております。特に、業務係では、住民生活に急激な変化を来さないよう、住民窓口部門及び事業窓口部門に各種の窓口担当を配置するものでございます。なお、補職名、係名等は、仮称でございます。

続きまして、3ページに戻りまして、4の支所職員数でございますが、記載の基準により配属するものでございます。

このうち、(4)でございますが、合併直後の一定期間については、特例的に上乘せの人員配置を行うことや、次の(5)の本課分室等事務の執行に当たり、最低限必要と認め

られる人員を、当面、支所等に常駐させる。そして、(6)といたしまして、以上の対応により、合併時においては、現在の町役場本庁に配属されている人員、これは管理部門等を除きますが、この人員の7割程度に近い職員の配置を考慮するものとしております。

なお、その下に、注として、町事務の実情等により、各町一律の割合とはならないことを記載いたしております。

次に、5の激変対応措置等の段階的見直しでございますが、(1)といたしまして、上記の1から4につきましては、業務実態等に応じた効果的・効率的な事務執行体制とするため、平成21年度までの各年度において段階的見直しを行うこと。(2)として、前項の段階的見直しは、全市的な支所・出張所のあり方の見直し検討と関連づけながら、均衡に留意して行うものとしております。

次に、6のその他では、組織統合のあり方を記載しておりますが、その内容は、資料に記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

事務組織及び機構の取扱いについては、以上でございます。

以上、簡単でございますが、2件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました2件について、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

初瀬委員 失礼いたします。私、香川町の初瀬でございます。

早速でございますけれども、この支所の組織図を拝見させていただきまして、地域審議会の部門でございますけれども、この組織図によりますと、支所長、支所長補佐、その次に係長がいらっしゃって、その管理係の、いわゆる指導監督の部門に入るといような位置づけかと思うんでございますけれども、これは少し地域審議会に対して軽視されておるんではないかと、このように感じるわけでございます。

私、合併特例法の地域審議会の第5条の4の後半部分を見ますと、「必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。」と、こうあるわけでございます。

それと、先日、町から、配布いただいております高松市・香川町の合併協議報告集の中の、地域審議会の設置とはという項目の中に、目的は、「地域審議会は、「合併すると住民の意見が合併後の市町村に反映されにくくなる」という不安を解消するために、合併特例法で設けられた組織です。」と。それで、役割の後半部分には、「地域の振興に関し必

要と認める事項につき、市長に意見を述べます。」と、こうあるんでございますけれども、この組織図でいきますと、係長がおって、支所長補佐がおって、支所長、それから……。なかなか市長さんに、意見の具申が果たして具体的に伝わるもんかどうか、非常に懸念をするわけでございますので、この地域審議会は、ぜひとも、本庁直轄の、市長に直接、御意見を申し述べるような位置づけにしてもらいたいと、このような希望をいたすわけでございますが、御意見を承りたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいまの地域審議会の事務を担当する職員を支所の中へ位置づけておるということに関連しての御意見、御質問でございますが、まず、地域審議会の事務局、事務所については、支所に置くということで、合併協定項目として確認をされております。協定項目と言いますか、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議というものを定めております。その中で、支所に置くということになっております。この支所に置くことについて、当初から、議論はありましたけれども、当然、合併町の地域全体を統括する支所、その支所に事務局を置くべきだという御意見が町側からありまして、支所に事務局を置くということにいたしておるものでございます。

ただ、この組織図に書いておりますのは、役所の仕事、さまざまな仕事、すべてそうですけれども、それを着実に、確実に実施していくために、職員個々の一人一人に事務を振り分けていく必要がございます、そのような位置づけになっておるわけでございますが、地域審議会の事務自体については、支所全体の仕事であるということでございます。

なお、この地域審議会については、合併町のそれぞれの支所に事務局を置いて、それぞれの数、地域審議会が設置されるわけでございますので、当然、その地域審議会の総合調整と申しますか、全体の管理については、本庁部門において総合的な調整を行っていくということでございます。

そしてもう一つは、地域審議会の会議自体については、支所ですべてを行うわけではございません。支所の職員は、事務局でございまして、地域審議会の議論の中で、当然、当局サイド、市長部門あるいは執行部サイドの答弁あるいは説明というものが、当然、あるわけでございますので、それは執行機関全体が対応するというようなことになりますので、そこでの議論を受けて、それぞれの所管のところで具体的な対応が必要であれば、それぞ

れ実施していくということでございますので、個々の支所の事務については、地域審議会の会議の庶務的な運営事務、事務局としての仕事をここで担当するというところでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

初瀬委員 今のお答えでございますけれども、おっしゃることは、支所に事務局を置くということは、十分、この位置でいいかと思うんでございますけれども、私が申し上げておりますのは、地域審議会でいわゆる練り上げた案を、建設計画などを見て、それが忠実に履行されとるかどうか、そしてまた、地域審議会のメンバーがそれをよう検討して、結論を申し上げるときに、その会に対して、市の方は、その意見を吸収するのは、その会にどのような方が御出席なさって、どういうふうな方法で処理していただけるものかどうか、そこらをちょっと詳しくお尋ねをいたしてみたいと思います。

議長（増田会長） 事務局から答えます。

事務局長 説明をいたします。

まず、建設計画の進行管理でございます。

地域審議会での主要な協議事項となります建設計画でございますが、この進行管理については、本庁部門において総合調整を行う中で進行管理をするというようになっております。具体的には、企画部門、財政部門等と一緒に、総合調整を行っていくということでございます。先ほど説明しましたのは、地域審議会の会議の運営等庶務的な事務を支所の担当職員が行うということでございます。

それから、会議への出席者等あるいは会議の運営要領等、具体的な内容については、これから検討作業を行っていくということになりますが、基本的にその協議議題、あるいは審議会ですので、市長から諮問する案件等の内容によりまして説明者等が決まってくるというふうに思っております。そういう具体的な内容については、これからの作業の中で詰めていくということになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

初瀬委員 市の方の御意向は了解をいたしました。まだ、これからの話でございますので、地域審議会がそれぞれの町で開催される場合は、市の方から、その責任者の方が御出席いただいて、お声を十分聞いていただくように、ぜひともお願いしておきたいと思っております。

終わります。

議長（増田会長） わかりました。

ほかに、どうぞ。よろしゅうございますか。

どうぞ。

植松委員 失礼いたします。香川町の植松です。

事務組織及び機構の取扱いの支所長権限等の(3)予算執行権というところで、ちょっと確認というか、この文章で余りはっきりしてないところ、ちょっと御説明いただいたらと思います。

経費の権限については、これ、本庁の各担当課で集中管理ということでうたわれておりますが、その後、最後の方ですが、「必要な事務については、必要な限度において支所長に専決権限を付与する」と。それから、(4)の「支所長の権限については、必要に応じ、内部委任等を考慮する。」という文面ですけど、これをもう少し具体的に説明していただいたらと思います。よろしく申し上げます。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、企画財政部会の方からお答え申し上げます。よろしく申し上げます。

城下企画財政部会委員 企画財政部会でございます。

支所長の権限のところについてのお尋ねでございます。

必要な範囲内において、支所長に権限を与えるという部分の、まず、その点の御説明ですけれども、住民生活に急激な変化を来さないようにしていくんだということを一つの支所事務の基本にしております。そのためには、例えば、住民票の交付申請があったと、そのような場合においては、その支所において交付しますという決定をしていく必要がありますので、行政の場合は、そういう交付権限といったものが、決裁をする、決定をする権限というふうにとらえられますので、そういった権限を支所サイドの方に持たせるという必要があると。そのようなことをこの部分で申し上げております。

それから、内部委任ということで、ややちょっと専門的な表現使いまして、まことに恐縮なんですけれども、支所の業務の中にはさまざまな業務があろうかと思えます。非常に、地域全体にかかわることもあるでしょうし、そうではなくて、日常的に住民票の交付申請であったりという平常的な業務もたくさんあろうかと思えます。

そうした場合に、その平常的な相当件数ある業務について、逐一、支所長さんにお諮りするということではなくて、効率的な事務執行なり、あるいはサービス提供のための時間を短縮するといった観点から、その組織の中の者に代決をさせるといいですか、そういっ

た内部的な委任の中で効率的に事務をしていくという体制も考えていこうと、そういう趣旨でございます。

植松委員 済みません。ということは、支所長さんの判断によって、下の補佐、支所長補佐とか係長さん、そういう方に、一応、委任する権限ということですか。そういうことで考えてよろしいんですか。

城下企画財政部会委員 そういうことです。業務の、平常的な業務と申しますが、通常、大量に発生するような業務については、そういう委任というような形をとりまして、効率的な体制をとっていくということも考えていきたいということでございます。

議長（増田会長） それじゃ、先ほど手の挙がっておった国分寺町……、いや、まず庵治町の方どうぞ。

上北委員 庵治町の上北です。

まず、支所の組織図でございますが、その中で、支所長、支所長補佐、管理係と、いろいろ分かれていますが、各町の課長は2階級下げるということで、当然、係長でございますが、係長は、当然、その支所長補佐あるいは支所長という職には、各町の者はつけません。恐らくこれ、本庁から出てくるというような組織図でなかろうかと思うんですが、まず、支所長補佐、支所長さんをどういう身分の方を充てるのか、市の中で、例えば、課長を充てるとか、課長補佐を充てるとか、そこらあたりが、市の方で充てるということ考えておられるのか、その配置、機能の管理部門の方の配置関係をお聞きいたします。

議長（増田会長） この点について、私の方からお答えします。

一番関心のあるところだろうと思えますし、私どももいろいろ各町長さん方ともお話しさせていただいたわけですが、やっぱり合併時はいろいろと問題も生ずる可能性もありますし、従来の町のやり方と市とが違った場合の、どうやってそれをうまく調和さすかというようなこともありますんで、私どもとしては、地元の事情に詳しい方を、まずは、支所長さんをお願いしたいなと、そういうふうな基本的な考えでございまして、その下に、やはり本庁との調整をする職員を、これは市の方から1人持っていったらちょうどうまくいくのかなと、そんなふうなことを、今の段階ですけれども、町長さん方とおおむねお話ができておるといったような状況でございます。

どうぞ。

上北委員 抽象的な表現で、支所長さんについては地元詳しい方ということですが、その地元詳しい方ということであれば、当然、事務屋さんであった者はすべて係長、そ

のほかで地元で詳しい方と言えば、だれが該当するかというようになってこようかと思いますが、当然、地元で詳しい方ということで、それぞれ特別職の方なんか、その支所長の職につくというようなことはあり得ませんわね。

議長（増田会長） いや、特別職の方も含めて、地元の方でいい方がおれば、そういう方になってもらうのが一番いいんでないかなと、私は思っただけですけども。

どうぞ。

上北委員 私が推測したり、ちょっと仄聞しておる関係は、何か特別職の関係の方がそのトップに、地元が一番詳しい方だということで、当然、面倒見てもらう方はいい方かと思えますけれども、どういいますか、当然、支所長、支所長補佐というのは、特別職とか選挙で選ばれた者は、当然、支所長にはなれませんわね。

そういうことは、原則的に私はあると思うんですが、地方自治法の175条の中に、当然、支所を置いた場合の、市町村の支所の長は事務吏員をもって充てるというような規定がございます。その解釈が、私が間違っていなければ、当然、特別職の方がなる場合には、事務吏員として市長さんの裁量において、一たん首を切られた者、当然、合併したら首はなくなるわけですが、なくなった者を、当然、事務吏員として雇用するという任用の手続が、私は必要でないかと思うんです。

そういうことは、世間様に聞かれても、どうも私自身納得がいけない。地元で詳しい方ということであれば、当然、任用制度が間に入ってきて、事務吏員でなければやれないということをあえてやられるということであれば、そういった手法、試験は無試験で、あなたはいついつから高松の事務吏員に任用しますというような手続を踏まないと、支所長という職責のところへその身分を置くことができないのではないかというふうに私は考えておりますが、そのことについての御回答をお願いします。

議長（増田会長） ただいまのようなケースは、他の合併しておる団体でもあちこちで見られることですので、法的には問題なくクリアできると思いますが、詳しくは、事務局の方からお答えします。

事務局次長 それじゃ、企画財政部会の方から答弁をお願いいたします。

城下企画財政部会委員 どうも失礼いたします。先ほど地方自治法の175条の規定に係る点の御指摘がございました。

たしか、175条の規定は、支所の長については事務吏員とするというふうな規定であったかと思えます。私ども、いろいろ検討する中で、その支所の長に当たる者については、

その事務吏員の資格を持った職員でなければならないというふうに、その点は整理をいたしております。その支所の長という法の定める立場の者については、正規の職員の身分を持っておる者を充てていく。それはもう法がそう言うておりますから、そのような整理をする。

その者と、いわゆるここで申し上げておる支所長さんというのは、ちょっと立場をかえて整理をすべきかなと、そういうふうに考えておる次第でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

上北委員 いろいろ、その立場をかえて支所長という身分を整理するということですが、本来は、やはり私は、オーソドックスにそれぞれ支所長、支所長補佐という者がきちんと系列立って、だれでも納得できるような形で、まずは、整理してほしいなと思います。

当然、先ほど言われたように、ほかの町、ほかでもいろいろそういうトップの方がやられておるといようなことのニュアンスのお話がありますが、やはり、そういったことは住民には、私は、通用しないのではないかなと思います。

それから、もう一つ申し上げます。

お聞きしたいんですが、当然、小さな町ですから、大きな町とは、また、当然、差があるし、私自身は、差があるということは、人口や財政規模に差があっても、能力にはそういう大きな2段階を下げないかという差があるとは思ってはおりません。

中には、優秀な職員もおるかと思うんですが、当然、ここの組織図で最低限、この支所長補佐につきましては、一応、課長、各町とも、当然、部長制はしいてないから、課長ですから、係長に2階級下がりますけれども、最低限でも市長さんの裁量で、当然、人事権を持っておられるのだから、各町1名ぐらいは、それぞれ優秀な各町を代表するような者を支所長補佐に昇格し、当然、ここは試験のことを書いていますが、係長で、課長もその課長補佐に上がる試験を平成18年度に実施するから、受験して、その結果がよければあれますということで、当然、市長さんの裁量権の中で分別がつくんだらうと思うんですが、やはり、合併する以上、支所長補佐という職責、ここの職には、やはり市長さんの裁量で、各町ともに1名ぐらいは、ひとつ、課長補佐ぐらいな職責をいただいて、不公平になると思われるかもわかりませんが、それは、当然、試験制度でも何でも事前にやっていたら結構かと思うんですが、その中でこの者だったら、庵治町の支所長補佐を任せる者をひとつ支所長補佐に昇格しようじゃないかと、そういったようなちょっと幅広い、胸襟を開いたところで、各町の顔も立てていただくというようなことはひとつ御配慮をい

ただけんでしょうか。

議長（増田会長） この件について、私の方からお答えします。

おっしゃるように、各町にも優秀な職員の方がいっぱいおられると思いますんで、まずは、合併時はこういうことで、大変お気の毒なところもありますが、一律にやらせていただきますが、市の職員になった後、私どももきっちりと、できるだけ早くその合併町からの職員の資質、能力等について十分に見させていただいて、優秀な職員についてはできるだけ早く昇格する機会を持ってもらうような、そういうつもりでありますので、合併時については、一応、こういうことでお願いしたいと思いますが、その後は、しっかりと私どもにお任せいただければありがたいなと思います。

どうぞ。

上北委員 御要望だけを申し上げておきます。

過去に、山田町というのが高松市に昭和41年に入りましたが、その当時、山田町にも相当な職員おられましたけれども、何か高松に合併して、課長さんになられたんは1人だけだとか、何かそういうようなことも、私は、過去、耳にしたことがあります。

当然、市長さんも、もともと、事務屋さんでしたので、そういう状況は知っておられるかと思うんですが、市町の職員もできるだけ配慮していただいて、田舎から来たから、もうこんなもん1人ぐらい釣り上げたらええんじゃがということのないようお願いいたします、私の質問を終わります。

議長（増田会長） 十分にお聞きいたしておきます。

ほかに、どうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、ただいまいろいろと御意見いただいたことも踏まえまして、今後、実施段階においては、必要な検討や配慮を行っていきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、3の一部事務組合等の取扱いから6のコミュニティ施策までの4件について、一括して事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

各合併協議会とも、同じように合併時まで調整するということとなっている事項がございますが、今回は、そのうち、調整が調いました高松市・塩江町合併協議会について御

報告をさせていただきます。

合併協議会における協議の中では、この一部事務組合等の取扱いにつきましては、調整案及び対応策の欄の下線部分、アンダーラインを引いております部分でございますように、塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行うものとして確認がされております。

なお、両市町の現況につきましては、この様式に入らない場合は、資料2に記載をいたしておりますが、本日、説明につきましては、恐れ入りますが、都合により、この資料1により説明をさせていただきたいと存じます。御了解をさせていただきたいと存じます。

現在、塩江町のみが加入している一部事務組合は四つございます。

讃岐地区広域消防組合と香川南部葬斎場組合、木田香川地区町村税滞納整理組合、そして、香川縣市町総合事務組合でございます。

今回、その調整結果を御報告するものでございます。調整結果の欄をごらんいただきたいと存じます。太枠で囲った部分でございます。

まず、讃岐地区広域消防組合でございますが、「讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している塩江町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市から同組合へ委託する。」といたしております。

次に、香川南部葬斎場組合でございますが、この組合につきましては、「合併の日の前日をもって脱退する。なお、旧塩江町区域の住民は、管内住民として、引き続き、葬斎場「やすらぎ苑」を利用できるものとする。」といたしております。

次に、木田香川地区町村税滞納整理組合と香川縣市町総合事務組合でございますが、この二つの組合につきましては、「合併の日の前日をもって脱退し、高松市において、当該事務を行う。」といたしております。

以上が、一部事務組合等の取扱いでございます。

続きまして、資料6ページをごらんいただきたいと存じます。

都市提携でございます。そのうちの国内都市との提携でございますが、塩江町と国分寺町、この二つの合併協議会で合併時までに調整するという項目がございますが、今回は、そのうち、塩江町につきまして調整ができましたので御報告をいたすものでございます。

塩江町では、大阪の枚方市と友好都市提携を結んでおりまして、枚方市を介して、北海道の別海町とも交流を行っております。枚方市などと共同で物産展を開催するほか、枚方

市との間で小学生の相互訪問による交流事業を、また、別海町とは、中学生の相互訪問による交流事業を実施いたしております。

合併協議会では、調整案の欄のアンダーラインの部分にございますように、塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整するとして確認がされておりましたが、その後、協議いたしました結果、その下の調整結果の欄にございますように、「塩江町が、枚方市等と共同で開催している物産展については、地域間交流に移行するものとし、関係団体を母体とする交流事業実施団体に対し、事業に要する経費の一部補助を行う。塩江町が、枚方市及び別海町と実施している小中学生の相互訪問については、合併時に廃止する。」としたところでございます。

以上が、都市提携でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページは、広聴広報事業のうちの広報事業（その他）でございます。

これは、防災行政無線を利用した一般広報でございますが、この事業につきましては、現在、高松市及び塩江町を除く4町において実施されておまして、緊急時での放送のほか、町の行事案内等の定時放送を防災行政無線を利用して行っているものでございます。

この事業につきましては、香川町を除く各合併協議会における協議の中では、調整案、対応策の欄の下線部分にございますように、防災行政無線による、または、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとするとして確認されたところでございます。

その後、協議をいたしました結果、既存施設の有効活用といった観点からも、継続して放送していくことが望ましいということから、継続することといたしております。

なお、この防災行政無線につきましては、1市町1波の原則がございますことから、今後、周波数を一つに統一していく必要があること、また、各町におきまして防災行政無線を設置した年度が異なっておりますことから、機器の更新時期にも違いが生じてくるといったことを踏まえ、調整結果の欄にございますように、「防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。」としたところでございます。

なお、香川町につきましては、既に同じ内容で合併協議会の場で確認がされております。

以上が、広聴広報事業でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページは、高松市・庵治町合併協議会のみ項目でございますが、コミュニティ施策

の庵治町集会所の管理等でございます。

現況欄にございますように、庵治町には、町有の集会所が4施設ございます。すべて直営で管理を行っておりますが、合併協議会では、対応策の欄の下線部分にございますように、施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時までに調整することで確認がされております。

その後、市町間で調整いたしました結果、調整結果の欄にございますように、「庵治町の高尻集会所及び原の内集会所については、地域の管理施設とし、やすらぎ会館及び深間集会所の管理運営については、地域コミュニティ組織の構築等により、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。」としたところでございます。

なお、次のページ、9ページには、このやすらぎ会館と深間集会所の使用料等の調整結果を掲載いたしております。

以上、簡単でございますが、一部事務組合等の取扱いからコミュニティ施策までの4件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。特にございませんか。

どうぞ。

鎌田委員 高松市の学経委員の鎌田でございます。

今、廃止とか調整とかいろいろありましたけれども、私からは、ぜひとも、今後のほかの町との協議においても、できるだけ古いものはやめていくと。要らないものはどんどんどんどんやめていく。

今までの町じゃなくて、新しい市になるわけですから、そうなると、今度は新しい市としてやるべきことはたくさん出てくる。例えば都市提携だったら、例えば岡山市と提携するようになるかもしれない。基本的に、今までのものを継続するんじゃなくて、今までのものは一遍全部やめちまうという方向で、今後の検討を進めていただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに。

どうぞ。

宮崎委員 済みません。国分寺の宮崎です。

先般も、鎌田委員さんですか、いろいろ申されまして、単独で町でおってもだめだと、市になってよくなるはずがないと、こういう発言をされた。まして、今も、古いもんを捨

てえと。我々が地域で古きよきものを残してきた。そういうのを一遍やめてしまえと。一体、これどういうことなんですか。市になっても、古いよきものを残しながら新しいものにかえていく、これは結構なんですけど、全部やめてしまえと。じゃ、高松市のやっとなるものを全部やめてしまえというと同じなんですよ。そこで、新たに全部考え直すかと。

少し考えて物を言ってください。やはり、我々も地方で古きよきものを残し、継続し、伝統文化として残してきたものはあるし、伝統事業として残してきたのがある。こういうものをやめてしまえというのは、本当に、甚だ遺憾に思います。少し考えてください。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、3の一部事務組合等の取扱いから6のコミュニティ施策までの4件については、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、7の高齢者福祉事業から11の病院事業までの5件について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料10ページをごらんいただきたいと存じます。

10ページは、高齢者福祉事業の老人介護支援センター事業でございます。

これは、塩江町、香川町、国分寺町の三つの合併協議会で、合併時までに調整するとして確認をされておりますが、今回は、このうち、調整が調いました塩江町との合併協議会について御報告をさせていただきます。

現況欄にございますように、地域型支援センター、これは地域における要援護高齢者の実態把握や在宅介護に関する相談などを行う事業でございますが、この地域型支援センターにつきましては、高松市では、社会福祉法人や医療法人などへ委託して運営いたしておりますが、塩江町では、直営で運営しており、運営方法に差異がございます。

この地域型支援センターにつきましては、対応策の欄にございますように、高松市の制度に統一することとし、その後、アンダーラインとしてございますように、地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するとして確認がされております。

その後、市町間で協議をいたしました結果、その下の調整結果の欄にございますように、「地域型支援センターの委託先に市職員1名を派遣する。」としたところでございます。

以上が、老人介護支援センター事業の説明でございます。

続きまして、資料 1 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

児童福祉事業でございます、2 件ございます。

まず、1 1 ページの放課後児童クラブ関係事業について御説明申し上げます。

この事業につきましては、香川町、国分寺町、香南町、三つの合併協議会が該当いたします。

それぞれの市町には、放課後児童クラブがございますが、管理運営方法につきましては、高松市では、地元団体に管理運営を委託しているのに対しまして、各町では、直営で行っております。

各合併協議会における協議の中では、対応策の欄にございますように、各町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐこととし、下線部分にございますように、放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については、合併時まで調整するとして確認がされたところでございます。

その後、市町間で協議いたしました結果、その下の調整結果の欄にございますように、「放課後児童クラブの運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする。」としたところでございます。

続きまして、1 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

1 2 ページは公立児童館事業でございます。

この事業につきましても、香川町、国分寺町、香南町の三つの合併協議会が該当いたします。

この公立児童館事業につきましては、香川町、国分寺町、香南町でそれぞれ実施しておりますが、高松市では実施いたしておりません。

合併協議会における協議の中では、各町で実施しております公立児童館については、各町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐこととし、対応策の下線部分にございますように、その運営方法、国分寺町につきましては、運営方法等となっておりますが、運営方法については、合併時まで調整するとして確認がされたところでございます。

調整結果でございますが、その下の欄にございますように、「公立児童館の運営方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降については、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入等も含め検討するものとする。」としたところでございます。

以上が、児童福祉事業2件でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

13ページは、その他の福祉事業のうち、災害援護関係でございますが、これは塩江町の合併協議会のみが該当いたします。

現況欄でございますように、災害時の緊急物資備蓄事業につきましては、塩江町には該当はございません。

合併協議会では、対応策の下線部分でございますように、災害時の緊急物資については、塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時までに調整するとして確認がされております。

調整結果でございますが、「塩江町地域における災害時緊急物資については、地域性及び災害時の利便性等を考慮し、当分の間、耐震施設ではないが、合併後の塩江支所に備蓄するものとする。」としたところでございます。

以上が、災害援護関係でございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の福祉事業の社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、これは各合併協議会とも該当いたしますが、今回は、そのうち、協議が調いました塩江町との合併協議会について御報告をさせていただきます。

社会福祉協議会運営補助等事業につきましては、調整案の下線部分でございますように、社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整するとして確認がされております。

その後、協議いたしました結果、調整結果の欄でございますように、「両市町の社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うこととする。」としたところでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページからは、保健衛生事業でございますが、2件でございます。

まず、保健センター施設・機能でございますが、これは庵治町の合併協議会のみ該当する項目でございます。

庵治町の現況欄の最後の方に記載しておりますが、庵治町の保健福祉センターの機能には、保健センター機能のほか、併設機能として、公衆浴場と健康増進器機室がございます。

合併協議会では、調整案の欄でございますように、庵治町保健福祉センターについては、

高松市に引き継ぐものとし、ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するとして確認がされております。

その調整結果でございますが、その下の調整結果欄でございますように、「庵治町保健福祉センターの併設機能の管理運営及び営業時間については、現行のとおりとする。入浴料については、合併年度は現行の町内在住者の料金とし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとする。ただし、障害者の入浴料、娯楽室使用料及び健康増進器機室使用料については、現行のとおりとする。」という内容で協議が調ったものでございます。

なお、16ページには、参考といたしまして、庵治町保健福祉センターの併設機能の管理運営状況を記載いたしております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページは、健康診査・がん検診でございますが、これは五つの合併協議会に該当する項目でございます。

高松市と各町の間では、検診等の実施方法、自己負担額などにおいて差異がございますが、合併協議会における協議の中では、対応策の欄でございますように、高松市の制度に統一することとし、庵治町以外につきましては、ただし書きで記載のような経過措置を設けたほか、アンダーラインを引いておりますように、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとするとして確認がされたところでございます。

その後、この点につきまして、市町間で協議してまいりましたが、次の調整結果の欄にございますように、各町とも、「高松市の制度に統一する。」こととし、「ただし、各町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。」としたところでございます。

なお、次の18ページには、参考資料を掲載いたしております。国の制度の変更点を記載いたしております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

病院事業の管理運営等の概要でございますが、これは塩江町と香川町、二つの合併協議会が該当いたします。

病院事業につきましては、高松市、塩江町、香川町が公立の病院を有し、事業を行っております。

合併協議会の協議の中では、対応策の欄にございますように、いずれの病院も高松市に引き継ぎ、それぞれ地方公営企業法の一部適用病院として独立して運営をすることとし、その後、下線部分にございますように、市立病院が複数となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するとして確認がされております。

その後、協議いたしました結果、地方公営企業法により、予算、決算等の取りまとめとしての統括は、市民病院が行うことといたしておりますが、調整結果の欄にございますように、「両病院の管理運営体制については、現行の組織を基本に、高松市民病院の体制に準じた再編を行う。」としたところでございます。

以上で、高齢者福祉事業から病院事業までの5件の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました5件について、御質問、御意見等承りたいと存じます。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは、7の高齢者福祉事業から11の病院事業まで5件については、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、12の環境対策事業から17の下水道事業まで6件について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、20ページをごらんいただきたいと存じます。

環境対策事業でございますが、2件でございます。

まず、ごみ処理事業（手数料）でございますが、これは香川町の合併協議会のみが該当いたします。

両市町の現況でございますが、高松市では、指定ごみ袋を市に登録している指定収集袋取扱店に販売を委託しておりますが、香川町では、商工会に販売を委託しております。

合併協議会では、対応策の欄の下線部分にございますように、香川町地域における指定ごみ袋の販売委託方法については、合併時まで調整するとして確認がされたところでございます。

その後、市町間で協議いたしました結果、合併時に商工会への委託販売を廃止し、小売店との直接の販売委託方式に変更することといたします。

このようなことから、調整結果の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、小売店と同様に、商工会でも、市民に直接、指定ごみ袋が販売できるよう、取扱要綱を改正をいたしております。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。

公衆便所の管理でございますが、これは塩江町のみが該当をいたします。

現況欄にございますように、両市町には、それぞれ公衆便所がございますが、対応策の欄の下線部分にございますように、塩江町において、合併時まで、既設便所の設置計画等について検討し、調整するとして確認がされております。

調整結果でございますが、「既設便所5カ所のうち、記載の3カ所については廃止し、残り2カ所は、高松市の公衆便所として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

商工・観光関係事業でございますが、3件でございます。

まず、観光イベント振興事業について御説明をいたします。

観光イベント振興事業につきましては、香川町を除く各合併協議会が該当するものでございます。

塩江町、国分寺町、香南町、庵治町で、各種の観光イベントを実施いたしておりますが、対応策の欄にございますように、各町が実施しております観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとし、その後の下線部分にございますように、事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとするとして確認がされております。

今回、調整結果でございますが、その後の調整結果の欄にございますように、各町におきまして、記載のような団体が主体となって観光イベントを実施することとしたところでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページは、観光協会等の育成でございますが、塩江町のみが該当いたします。

高松市と塩江町の現況につきましては、現況欄に記載のとおりでございますが、団体補助金額において、市町間では差異がございます。

合併協議会の協議の中では、対応策の欄にございますように、塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとし、塩江町観光協会への補助額等につい

ては、その事業内容等を踏まえ、合併時までに調整するとして確認がされております。

その調整結果でございますが、その後の欄でございますように、「塩江4大まつりに対する補助については、現行のとおりとし、運営事務補助については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと思います。

観光施設運営等事業でございますが、塩江町と庵治町が該当いたします。

塩江町と庵治町の観光施設等につきましては、高松市に引き継ぐものとしていますが、対応策の欄の下線部分でございますように、施設の運営形態等については、合併時までに調整を行うとして確認がされたところでございます。

調整結果でございますが、資料に記載のとおり、いずれも「現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと思います。

建設関係事業のうちの都市公園等でございますが、これは国分寺町のみが該当いたします。

高松市と国分寺町には、それぞれ都市公園等がございますが、有料施設の使用料や管理運営などにおきまして、市町間では差異がございます。

合併協議会の協議におきましては、対応策の欄の下線部分でございますように、高松市の制度に統一することとし、施設の管理運営方法等については、合併時までに調整するものとするとして確認がされたところでございます。

その後、両市町で協議してまいりましたが、次の調整結果の欄でございますように、「橋ノ丘総合運動公園及び如意輪寺公園の管理運営については、現行のとおりとする。なお、指定管理者制度の導入を検討する。」としたところでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

次は、交通関係事業のうちの自転車等駐車場管理でございますが、これも国分寺町のみ該当する項目でございます。

現況でございますが、高松市と国分寺町に、それぞれ有料の自転車駐車場を設置し、運営管理いたしておりますが、駐車場の管理方法、利用時間及び駐車料におきまして、市町間では差異がございます。

合併協議会における協議の中では、対応策、調整案ともに、高松市の制度に統一することとし、ただし、端岡駅と国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時

までに調整するものとするとして確認がされております。

その後、両市町で協議いたしました結果、調整結果の欄にございますように、「端岡駅自転車駐車場の利用時間は、午前6時から午後11時までとし、駐車料は、自転車の一時駐車1回100円、自転車定期駐車1ヶ月1,500円、原動機付自転車一時駐車1回200円、原動機付自転車定期駐車1ヶ月3,000円とし、学割、3ヶ月割引制度は設けないこととする。」また、「国分駅自転車駐車場の利用時間については24時間とし、駐車料は、無料とする。」としたところでございます。

以上が、交通関係事業でございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと思います。

上水道事業のうち、受付・収納でございますが、これは香南町のみ該当いたします。

現況欄に記載のとおり、水道料金等の収納事務の現況につきましては、高松市が口座振替と納付制の二通りでございまして、このうち、納付制につきましては、金融機関と水道局の窓口での収納及びコンビニでの収納を実施いたしております。

一方、香南町は、口座振替と金融機関及び水道局の窓口での収納をいたしてありまして、これ以外に、自治会集金制度がございます。また、コンビニ収納は実施いたしておりません。

合併協議会における協議の中では、対応策の欄の下線部分にございますように、香南町の自治会集金制度については、合併時までに調整するものとするとして確認がされたところでございます。

今回、調整結果でございますが、その下の欄にございますように、「香南町の自治会集金制度は、合併時までに廃止する。」としたところでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

28ページは、下水道事業の排水設備設置助成でございます。

これは香川町、香南町、庵治町が該当いたします。

この排水設備の設置助成につきましては、現況欄に記載のとおり、香川町、香南町、庵治町の3町におきまして、助成制度を設けておりますが、受益者負担金等の取扱いとの関係から、合併協議会における協議の中では、調整案及び対応策の欄の下線部分にございますように、排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整するとして確認がされております。

今回の調整結果でございますが、その下の欄にございますように、「各町地域の排水設

備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ受益者負担金を賦課されているものについて、」香川町地域につきましては、「合併年度及びこれに続く3年度に限り」、また、香南町地域につきましては、「合併年度及び合併年度の翌年度に限り、」そして、庵治町地域につきましては、「合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」として、経過措置を設けたものでございます。

以上で、環境対策事業から下水道事業までの6件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました6件について、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ発言を願います。特にございませんか。

どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎ですけど、私方のことでございませぬけれども、23ページの塩江町の観光協会の商工・観光関係事業の関係の各町の現況ということで、観光協会の補助が、今、町で出されておりますけども、この、今、塩江が行っているそれぞれの町の補助額から高松市の制度に統一した場合にはどうなるんでしょうか、現状として。具体的に、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 この件につきましては、産業部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

永正産業部会委員代理 産業部会からお答えします。

今、御質問ありました塩江町の観光協会に対する補助につきましては、今現在、具体的な金額については定まっております。今後、観光協会とも協議しながら、具体的な金額については定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

宮崎委員 いいですか。

これ、統一するということになっておるんですけど、私方も今後のことがありますので、大体どういうことになっておるのか、もう塩江さんも合併近いんですね。これで、まだ決まっていなかったら、一体どうなるんでしょうかね。

永正産業部会委員代理 今現在、塩江町さんの観光協会につきましては、ほとんど塩江町に観光協会の事務局を置いて実施、運営しております。今後、合併後は、塩江町観光協会さんが主体的な独立をもって運営していくような形になりますので、それにつきまし

ては、一度に、なかなか塩江町の観光協会も独立するわけにはいきませんので、その中で、市も応援体制を組みながら、独立を図ってまいりたいと思いますので、そのあたりを協議してまいりたいと考えております。

宮崎委員 それは、一応、できれば、早く補助対策ができるのであれば、統一されたもんがどういうもんか、また教えてください。要望しておきます。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、12の環境対策事業から17の下水道事業までの6件については、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、18の消防防災関係事業から21の文化振興事業まで4件について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料29ページをお開き願いたいと存じます。

29ページからは、消防防災関係事業でございまして、2件ございます。

まず、29ページの防災団体等でございますが、これは香南町のみ該当するものでございます。

現況欄に記載のとおり、香南町の防災団体でございます岡自警消防団につきましてございます。

この岡自警消防団につきましては、地域の自主的な防災活動を行っており、現在、香南町からこの岡自警消防団に対して、運営補助金を支給いたしております。

合併協議会の協議の中では、対応策の欄の下線部分にございますように、岡自警消防団の取扱いについては、香南町地域の防災活動の低下を招かないことを基本に、合併時までに調整するものとするをいたしております。

その後、市町で協議いたしました結果、その下の調整結果の欄にございますように、「岡自警消防団は、香南町地域の自主防災の自警消防団として取り扱うものとし、高松市からの補助金等の支援は行わないものとする。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線でございまして、すべての合併協議会に該当する項目でございます。

高松市では、移動系の防災行政無線は整備されておりますが、同報系無線については整備されておられません。現在、整備を検討しているところでございます。

一方、各町の状況でございますが、移動系無線につきましては、香川町以外の町で整備され、同報系無線につきましても、ケーブルテレビが整備された塩江町以外の町で整備されており、また、戸別受信機の設置に当たりましては、内容に違いはございますが、各町においてその経費を負担しているところでございます。

合併協議会における協議の中では、対応策の欄にございますように、町により若干の違いはございますが、おおむね、各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する、戸別受信機設置補助については、合併時まで調整するとして確認がされたところでございます。

その後、高松市と各町で協議をしましてまいりましたが、次の調整結果の欄にございますように、防災行政無線につきましては、それぞれ資料に記載のような方法で、接続なり運用することとし、また、戸別受信機の経費負担につきましては、塩江町を除き、「合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページは、学校教育事業のうち、学校給食でございますが、香川町と香南町が該当いたします。

現況欄に記載のとおり、高松市では、学校給食の調理・配送方法につきまして、単独調理場及び共同調理場において、小・中学校の給食調理をしており、共同調理場からは業者委託により給食の配送をいたしております。

一方、香川町、香南町では、学校給食センターで給食調理をしており、職員が配送をいたしております。

合併協議会における協議の中では、調整案、対応策の下線部分にございますように、給食の配送方法については、合併時まで調整するとして確認がされております。

今回の調整結果でございますが、香川町、香南町ともに、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページは、社会教育事業のうち、公民館でございますが、塩江町を除く四つの合併協議会が該当いたします。

公民館につきましては、合併協議会の協議の中では、調整案あるいは対応策の下線部分にございますように、各町の公民館については、高松市に引き継ぎ、公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整するとして確認がされております。

その後、市町間で協議いたしました結果、調整結果の欄にございますように、各町の公民館につきましては、公民館主事を配置し、各種講座等を実施する「高松市の地区公民館として引き継ぐ。」ものとし、また、香川町の香川町公民館北部分館と国分寺町の北部公民館分館、北部公民館第二分館並びに南部公民館分館、これらにつきましては、主に貸し館を行う「管理公民館として引き継ぐ。」ものとしたところでございます。

また、各町公民館の開館時間、休館日、公民館講座、使用料及び使用料の減免につきましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

33ページからは、文化振興事業でございまして、4件ございます。

まず、文化祭開催事業でございますが、塩江町のみが該当いたします。

現況欄にございますように、高松市、塩江町で、それぞれ市・町民文化祭を行っておりますが、開催内容や運営委員会、運営費の対応において、市町間では差異がございます。

この文化祭開催事業につきましては、合併協議会では、対応策の欄の下線部分にございますように、運営費の対応については、合併時まで調整するとして確認がされております。

調整結果でございますが、その下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。なお、他の4町も同じ内容で既に確認がされております。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、国分寺町のみが該当いたします。

現況欄にございますように、国分寺町では、音の祭りを9月に橘ノ丘総合運動公園で実施をいたしております。

合併協議会では、対応策の欄にございますように、この国分寺町の音の祭りについては、継続して実施するものとし、開催場所等については、合併時まで調整するものとして確認がされております。

今回の調整結果でございますが、「国分寺町音の祭りの開催場所については、現行の通りとし、開催要領等詳細については、事業計画の検討段階で決定する。」としたところでございます。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、塩江町のみが該当をする項目でございます。高松市と塩江町には、それぞれ文化協会がございまして、その組織におきまして、高松

市では、四つの部門別協会に120の団体が加盟しておりますが、塩江町は、部門別協会はなく、18の団体により構成されております。このように、市町間では差異がございます。

この文化団体の育成・支援事業につきましては、対応策の欄の下線部分でございますように、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時までに調整するとして確認がされております。

その後、市町間で協議いたしました結果、調整結果の欄でございますように、「塩江町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。」としたところでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、資料に記載のとおり、五つの合併協議会すべてに該当する項目でございます。

図書館事業のうち、移動図書館の巡回につきましては、図書館を設置しております国分寺町を除く4町では、県立図書館の巡回図書、文庫を利用しております。

合併協議会における協議の中では、国分寺町を除く各町の対応策欄でございますように、移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により、巡回するものとし、その後、下線を引いておりますように、巡回箇所については、合併時までに調整するものとするとして確認がされております。

その後、市町間で協議してまいりましたが、その後の調整結果の欄でございますように、塩江町は資料に記載の3カ所を巡回の場所とし、本年10月から、また、香川町、香南町、庵治町につきましても、資料に記載の箇所を巡回場所として、来年2月から巡回を開始することとしたところでございます。

なお、国分寺町につきましては、合併時までに調整する事項とはなっておりませんが、参考として記載しておりますように、各町と同様に、記載の3カ所を巡回場所とし、来年2月から巡回を開始するをいたしております。

以上が、図書館事業でございます。

以上で、消防防災関係事業から文化振興事業までの4件の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました4件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 済みません。香川町の御厩でございます。

公民館事業のところ、これ、参考資料の方を見たんですが、参考資料2の方です。

46ページ、高松市と香川町の公民館の開館時間、また、休みの日が違うんですけれども、香川町の公民館では、秋祭りに利用したり、また、運動会等の関係に利用したり、日、祝日といったらかなり大勢の方が寄って、夜、活動したり云々が多いんですが、これは日曜日が5時まで、祝日が休みというのは、これは例外的に、こういう行事のときには使ってよろしいというのはないんですが、どうでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、教育部会の方からお答え申し上げます。

川田教育部会委員 教育部会の方からお答え申し上げます。

基本的には、高松市の場合は、祝日と年末年始が休館日ですけど、特に地元の行事等がある場合については、そのときの館長さんの判断等で開館、利用できるということになります。

御厩委員 そしたら、理由によって、臨機応変に対応していただけるということで。

川田教育部会委員 それは、はい、可能です。

御厩委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、18の消防防災関係事業から21の文化振興事業までの4件については、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、22から25までのその他の事業の4件について、事務局から一括説明いたします。

事務局次長 それでは、資料37ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業4件について御説明申し上げます。

まず、37ページは、女性政策の、女性センター管理運営事業でございますが、高松市・国分寺町合併協議会のみ該当する項目でございます。

高松市には高松市女性センター、国分寺町には国分寺町女性会館が設置されておりますが、施設の設置目的や開館時間等におきまして、市町間では差異がございます。

合併協議会における協議の中では、対応策にございますように、国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐものとし、なお、女性会館の位置付け、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時まで調整するものとするとして確認がされており、

その後、両市町で協議してまいりましたが、その下の調整結果の欄にございますように、「現在の国分寺町女性会館の施設については、市民の集会、レクリエーションの場として利用することとし、管理運営については、地域コミュニティ組織が構築され、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。」としたところでございます。

なお、次の38ページには、この別紙でございますが、国分寺町女性会館の使用料等の調整結果を掲載をいたしております。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

塩江町老人福祉センターでございますが、これは塩江町のみ該当いたします。

この塩江町老人福祉センターにつきましては、対応策の欄にございますように、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時まで調整するとして確認がされており、

今回の調整結果でございますが、その下にありますように、「現在、施設において勤務している塩江町非常勤嘱託職員等は、合併後の高松市非常勤嘱託職員等として、引き続き施設に配置する。当該非常勤嘱託職員等の報酬等その他の身分の取扱いについては、現勤務実態を踏まえるとともに、高松市非常勤嘱託職員等と不均衡が生じないようにする。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

青少年健全育成事業でございますが、これは香川郡の3町が該当いたします。

青少年健全育成事業につきましては、塩江町、香川町、香南町におきましては、この3町で構成する香川南地区少年育成協議会が設置しております香川南地区少年育成センターにおいて、運営がされております。

合併協議におきましては、対応策の欄に記載のとおり、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議するをいたしては、その下の調整結果の欄に記載のとおり、「香川南地区少年育成協議会につきましては、構成町（3町）の合併により、解散することから、香川町地域における青少年健全育成事業及

び不登校対策（適応指導教室事業）については、旧構成町地域を対象として、高松市において実施する。」としたところでございます。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

41ページは、市・町民葬儀でございますが、塩江町のみが該当いたします。

現況欄に記載のとおり、高松市には斎場公園葬がございます。

塩江町には、やすらぎ苑葬がございますが、その種類、料金等において、差異がございます。

この市・町民葬儀につきましては、調整案、対応策の欄の下線部分でございますように、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するとして確認がされております。

その後、さきの協定項目第16号で御説明申し上げました一部事務組合等の取扱いの協議結果を踏まえまして、協議した結果、その下の調整結果欄でございますように、「高松市の制度に統一する。」とし、塩江町の制度でございますやすらぎ苑葬の制度を廃止することとしたところでございます。

以上が、市・町民葬儀でございます。

なお、これに伴う対応といたしまして、次の42ページをごらんいただきたいと存じます。

42ページは葬斎場でございますが、これも塩江町のみが該当する項目でございます。

現況といたしましては、高松市の斎場公園は高松市が運営し、塩江町が使用している香川南部葬斎場組合のやすらぎ苑は、一部事務組合が運営しておりまして、運営主体に差異がございます。

この葬斎場につきましては、先ほどの市・町民葬儀と同様に、調整案、対応策の下線部分でございますように、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するとして確認がされております。

その後、一部事務組合等の取扱いの協議結果を踏まえ、先ほど一部事務組合の取扱いのところでも申し上げましたように、引き続き、塩江町区域住民としてやすらぎ苑の利用が可能でございますことから、調整結果の欄でございますように、「高松市と香川南部葬斎場組合を構成する香川町、香南町との合併までの間、塩江町地域の住民が、高松市斎場の利用と同等の施設利用が可能となるよう、適切に措置する。」としたところでございます。

以上が、葬斎場の説明でございます。

以上、簡単でございますが、その他の事業4件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました4件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。特にございませんか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 先ほどは何でもやめちまえみたいに言ったと言われましたけど、何でもやめちまえと言ったわけじゃなくて、全く新しい自治体ができるんだから、新しく始めなきゃなんないこともあるはずだと申し上げた一つの例として、37ページ、女性政策、該当ありが国分寺さんだけで、ほかの町は該当なしと。

これは、やっぱり、これから、おかしいんであって、該当なし、よかったよかったじゃなくて、これはむしろ該当なしのものは、あるべきであって、要するにこれからの社会が国際化、少子・高齢化、情報化、それから女性の社会参画、そういうものがなければ成り立っていかないわけだから、例えばこれなんかは新しく市ができた場合には、あちこちに女性センターをつくるべきだと、私は逆に思いますけれども。

何で、女性政策が該当なしなんだろうな、それがわからないぐらいです。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、22から25までのその他の事業4件については、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、26の附属機関等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料の43ページをごらんいただきたいと存じます。43ページでございます。

附属機関等の取扱いでございますが、これにつきましては、各合併協議会において、両市町の同種の附属機関等、これにつきましては、高松市の附属機関等に統合することとし、各町で独自に設置されている附属機関等については、その実態なり地域性等を考慮する中で、合併時まで調整をするとして確認がされたところでございます。

この43ページと44ページの表は、高松市と各町の同種の附属機関などを除きました町独自の附属機関の取扱いについて、その調整結果を一覧表に整理したものでございます。

表にございますように、43ページの1番目の香川町の防災行政無線運営審議会ですと、合併後は、無線の形態が変更になりますことから、この防災行政無線の運営審議会につきましては、合併時に廃止することといたしております。

また、2番目の庵治町の苦情相談窓口及び苦情相談委員会、3番目の香川町の情報化推進委員会につきましては、高松市において、同種の附属機関等がございますことから、こちらで対応することとし、町の方の附属機関は合併時に廃止するということといたしております。

また、4番目の塩江町の放送番組審議会、これにつきましては、高松市において新たに同様の附属機関を設置することといたしております。

このような形で、39番まで整理をいたしておりますが、本日は、時間の都合もございまして、恐れ入りますが、逐一の説明は省略をさせていただきます。

附属機関等の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、26の附属機関等の取扱いについては、ただいま報告のあったように取り扱うことといたします。

次に、使用料・手数料等の取扱いの調整結果についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

恐れ入りますが、資料で一番最後にとじておりますA3判の大きな資料がございます。

資料3と右肩に振っておりますが、一番最後に折ってとじているかと思いますが、この資料3をごらんいただきたいと思います。と存じます。

資料3、表紙に「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果についてという表題をつけております。

この使用料・手数料等につきましては、合併協議会におきましては、各市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一するとし、各町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとするとして確認がされたところでございます。

その調整結果でございますが、1市5町の使用料・手数料等を取りまとめたものを一覧表に整理いたしております。1ページから15ページまでは、使用料等の調整結果でございます。また、16ページから22ページまでは、手数料等の調整結果でございます。

ごらんいただきますとわかりますように、この表につきましては、各市町の現況を項目ごとに記載いたしております。そして、右端にその調整結果を記載しております。このようなことで、1ページから22ページまででございます。

なお、一部、調整結果の欄が、調整中となっているものがございます。これらにつきましては、現在、引き続き、部会間で協議を行っているところでございます。早急に取りまとめをしたいと思っておりますが、現在、調整中でございます。

なお、これにつきましても、時間の都合で、本日、逐一の説明は省略をさせていただきます。恐れ入りますが、後ほどごらんいただければと存じます。

使用料・手数料等の取扱いについては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。特にございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございまして、使用料・手数料等の取扱いについては、ただいま報告があったように取り扱うことといたします。

会議次第4 その他（1）合併協定項目に関する報告状況について

（2）啓発・交流事業の実施状況について

（3）高松地域合併協議会だより（創刊号）の発行について

（4）合併協議会合同会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の合併協定項目に関する報告状況から（4）の合併協議会合同会議の開催予定について、4件、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

最初の方にとじております会議資料、第2回合同会議資料でございます。

そちらの方の3枚目でございます別紙1というのをごらんいただきたいと存じます。タイトルが、合併協定項目に関する報告状況、こういった資料でございます。

合併協定項目に関する報告状況でございますが、資料には、合併時までに調整するなど

として確認された協定項目の、この合併協議会における調整結果の報告状況を一覧表に整理いたしております。

まず、表の下の欄外にございますように、6月10日の第1回の合同会議で既に報告した案件につきましては、 をつけております。

また、本日の第2回の合同会議で報告しました案件には をつけております。

また、まだ調整中で、次回の第3回の合同会議で報告予定の案件につきましては、 を記入いたしております。

なお、項目によりましては、町により該当ないものがございますが、この場合はその部分に斜線を引いております。

ごらんのように、現時点では調整がつかず、次回会議で報告する案件が幾つかございますが、引き続き、市町間で協議を行い、速やかに協議を終えたいというふうに考えております。

以上が、合併協定項目に関する報告状況でございます。

続きまして、啓発・交流事業の実施状況について御説明申し上げます。

その次の、1枚めくっていただきまして、その次の別紙2をごらんいただきたいと存じます。

本年度、五つの合併協議会の共同事業といたしまして、事業計画に基づき、別紙2のようにさまざまな啓発事業等を行っております。

まず、最初の合併カウントダウンボード、懸垂幕の設置でございますが、合併に向けた機運を高めるため、7月14日に高松市役所と各町の役場に合併カウントダウンボードと懸垂幕を設置いたしました。なお、7月14日には、高松市役所におきまして、市長、町長出席のもと、カウントダウンボードの除幕式を行っております。

この資料には、市役所あるいは各町役場での設置の状況を、その写真を掲載いたしております。裏側までございますが、各町役場での設置の状況の写真を掲載いたしております。

次に、裏側の下の方でございます、合併啓発用のステッカー、卓上ミニのぼりでございますが、8月上旬に各市町に配布をいたしております。公用車等に貼るとともに、公共施設にのぼりを設置し、啓発を行っているところでございます。

続きまして、高松地域合併協議会だよりの創刊号の発行について御説明をいたします。

本日、お手元に配付しております高松地域合併協議会だより（創刊号）をごらんいただきたいと存じます。

この合併協議会だよりにつきましては、合併の枠組みが確定したことから、これまでの五つの合併協議会だよりを統合し、新たに高松地域合併協議会だよりとして発行することとしたところでございます。

表紙のタイトルの少し下に、小さい文字ですが、その下に書いておりますように、未来に向けて1市5町が一体となって美しいハーモニーを奏でるようお願いを込めて、「ハーモニー高松」という愛称にいたしております。

なお、この表紙の下の方でございますように、今回は、内容といたしましては、合併を直前に控えた塩江町を特集いたしております。

なお、この合併協議会だよりは、平成17年9月号ということにしておりますが、各市町の広報紙の配布時期が異なりますことから、今月の下旬から来月上旬にかけて、順次、各市町で配布をいたすことといたしております。

恐れ入りますが、この合併協議会だよりの最後のページをごらんいただきたいと存じます。裏側でございます。

最後のページには、合併協議会の啓発・交流事業として実施しております1市5町のスタンプラリーの記事が掲載をされております。

このスタンプラリーは、8月1日から9月25日まで実施するもので、各市町に設置された12カ所の施設をめぐり、所定のスタンプを集めて応募いたしますと、各市町の特産品が当たるというものでございます。なお、応募者多数の場合には、抽せんにより当選者を決定し、賞品の発送につきましては、10月の下旬を予定いたしております。

続きまして、合併協議会、この合同会議の開催予定について御説明を申し上げます。

次回、第3回合同会議につきましては、現時点では、11月の下旬に開催を予定いたしております。また、日程が決まり次第、委員の皆様には御連絡を申し上げたいと思います。

なお、この機会に、総務大臣の告示につきまして、1点、御報告させていただきます。

高松市と香川町、国分寺町、香南町、庵治町との合併につきましては、昨日、8月29日、官報の掲載により、総務大臣の告示が行われました。この告示によりまして、法定の手続がすべて終了し、平成18年1月10日に合併することが正式に決定をいたしましたので、御報告いたします。なお、塩江町につきましては、既に、本年7月28日に告示が行われております。

事務局からは、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございま

したら、御発言をお願いします。

はい、どうぞ。

高砂委員 庵治町の高砂です。座って失礼します。

ただいま説明いただいた中の(1)合併協定項目に関する報告状況、これに関連してお聞きをしたいんですが、今回、報告されたもの、それから次回に報告予定のもの、その中にも網羅されておられないわけですが、私方、個別の協議の中で、農業委員の定数減に関係する協力員、呼び名はいずれにしましても、協力員とか補佐員とか、農業委員の業務をフォローする立場の人、これについての報告というのは、どういう形で、いつお願いできるんでしょうか。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明いたしますが、本日、農業委員会部会の方が出席をしておりません。と申しますのは、先ほど来の未調整事項という形での報告がないということで、来ておられないわけですが、事務局として聞いておる範囲で申し上げますと、今、御指摘いただいた協力員制度について、今現在、具体的な案について、調整、今、最終調整の段階にあるというふうに伺っております。

それについては、個別に農業委員会部会の方から各町に説明があるものというふうに認識をいたしておりますが、再度、事務局としても確認をいたしてまいりたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

高砂委員 私、お聞きしましたのは、この報告状況の一覧の中にその部分が網羅されておられないわけで、事務局の方から、部会の方からも、そういう説明は現在のところ受けておりません。それがいつどういう形で、こういう場で報告をされるのかということでお聞きしたわけで、私方の個別の協議の中では、もちろん、議題に上がったわけですが、それ以外の皆さん、ほかの町のところでも、各町農業委員会として、町長あてに、そういう対策を講じていただきたいということで要望は上げたやに聞いております。

この合併協議の中で、それが議題になったかどうかは認識しておりませんが、私方の協議の中では、業務に支障を来さないように、十分に合併までに検討するということになっておりますので、その旨、十分に認識をいただいて、御報告をいただきたいと思えます。

議長(増田会長) そのようにいたします。

高砂委員 お願いします。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

山本委員 済みません。香川町の山本と申します。

建設計画にある地籍調査なんですけれども、いつから始まって、どのくらいかかるのか、どのように計画されているのか、それを知りたいんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいま、地籍調査事業ですかね、それについて、いつごろからというのは、ちょっと、本日、その関係の部会、産業部会になるわけですが、来ておりません。香川町関係の地籍調査事業については、事務局として、現在、どのような状況かということをごここで説明できる材料を持っておりませんが、部会の方に確認して、それが説明できるのであれば、個別に説明をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、その他ということで、事務局の説明は以上で終わります。以上で、本日の議題はすべて終了しましたが、この際、特に委員の方から御発言があれば、承ります。

どうぞ。

赤松委員 香南町の赤松です。

会全体を通して一言お願いをしておきたいことなんですが、座って失礼します。

前回の会の終わりのときに、実はお話を申し上げようかとは思ったんですが、その後、関係の町議会の議長が会合いたしましたし、お互いに同じような見解は持っておりましたし、そのことについてもう触れる時期は終わったかなと思っておりましたが、先ほど国分寺の宮崎議長から御指摘がございましたし、私どもの議員からも、もうせっかくの機会だから、委員の皆さん方に、一言は、お伝えしておく必要があるんじゃないだろうかということでございましたので、あえてお願いをしておきます。

というのは、前回の会のときに、香南町の歴史民俗郷土館のことについて御批判をいただきました。そのことが、香南町の私たちに限らず、合併する各町の委員の皆さんの心をどれだけ傷つけたことか、発言なさった方がどのくらい考えておられるのか、勉強してお

られるのか、あるいは逆にそうでなくて、その人だけが短絡的に発言なさっているのか。それが今までやってきた合併調整の中でどれだけの障害になったかということをも省していただきたい。

また、事務局の皆さんにも、そういったことが、いろんな意味で障害になったということ、まだ調整が終わっていない部分がありますので、ぜひお願いします。

ということは、第1回の私どもとの会のときに、対等な協議、編入合併であっても協議は対等であるということは、市長さん、お約束していただいたとおりでございますけれども、現実には、調整の過程では、言葉遣いは対等であっても雰囲気としては対等でないということは、たびたび指摘してきたんですけれども、先ほどのような、前回にそういうことがあったにもかかわらず、女性センターがないから、あるいは女性会館がないから、女性の対応をしてないんだというような発言こそが、女性蔑視のあらわれじゃないんですか。

また、各町を軽視した発言じゃないんですか。

そういった点で、いま一度反省をなさって、編入していく町の立場ということをもう少しお心配り、お気配りをいただくようお願いをして、私の要望とします。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

先ほどの高松の学経委員の方の発言にどきとした者の一人でございますけど、要するに、本町の、私どもの宮崎議長もちょっと憤慨しておりましたけれども、やはり33万5,000の大きな市が周辺のちっちゃな町を編入しようとするわけですから、それなりに、やはり温かい配慮と思いやりを持って対応していただかんと、なかなか、本当に調印前だったら、このまま席をけて帰りたいような発言であったかと思っています。

今後、ひとつそういうことで、ひとつ広い心で私どもに接していただきたいなと思っておる。要望しておきます。

議長（増田会長） いいですか。

どうぞ。

鎌田委員 何か、ひたすら私の発言が問題になっているみたいで、大変申しわけございませんが、私、高松市の立場で物を言っているのではなくて、やっぱり新しい自治体をつくるときには、それぞれ今までばらばらにやっていたことは、一遍、ちょっと長くなりま

すけど、加藤秀樹さんの「構想日本」の事業仕分けというのはこのごろ話題になってますけど、まずやらないでいいことはやめる。それから、行政でやらないでいいことは民間に委託する。それから、初めて、行政でやることをどの部分でやるかを振り分ける。そういうアプローチをしないと、今の半分の予算で暮らしていかなきゃなんない時代が来るんだからと。そういうことを言われて話題になってますけれども、今、まさに日本の財政状態というのはそういうことになっているわけですから。

別に高松市の立場で物を言っているわけじゃないんです。

それから、行政の立場じゃないから、認識不足があったらおわび申し上げますけれども、今までのことをそのまま続けるんじゃなくて、全く新しい自治体として、新しいことも始めなきゃいけないんだから、さっき申しました国際化、女性の参画、少子・高齢化、情報化、そのためには、今までのことでやめるべきものはどんどんやめていくべきじゃないかという立場で物を言うたわけですので、まるで高松市のあれで、皆さんの周辺のあれをけちらしているみたいな、そういうとられ方をすると非常に不本意なんですけれども、そういうふうにとられたのでしたらば、おわび申し上げます。

赤松委員 済みません。あえて申し上げます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

赤松委員 香南町の歴史民俗郷土館の損するもん、施設を高松市に押しつけるような物の言い方を前回しましたね。今も、あんたが、みんなに物を教えるような言い方しました。あなただけが、経済人じゃないんですよ。ほかにも、勉強しとる人いるんですよ。ここで物を教えられなくてもいいということを皆さん言ってるんですよ。わかったら黙っとってください。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、本日の会議は以上で閉じさせていただきたいと存じます。これをもちまして合併協議会第2回合同会議を閉会いたします。

長時間にわたり、鋭意、御協議、まことにありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

午後 3時25分 閉会

會議錄署名委員

委員	住谷幸伸
委員	中條勲
委員	北中仁子
委員	川 染 勉
委員	中 條 照 明
委員	三 好 治